

## マカロニ類品質表示基準

制 定 平成12年12月19日農林水産省告示第1643号  
最終改正 平成19年11月 6日農林水産省告示第1371号

(趣旨)

第1条 マカロニ類(容器に入れ、又は包装されたものに限る。)の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第513号)に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。

(定義)

第2条 この基準において「マカロニ類」とは、デュラム小麦のセモリナ若しくは普通小麦粉又は強力小麦のファリナ若しくは普通小麦粉に水を加え、これに卵、野菜等を加え又は加えないで練り合わせ、マカロニ類成形機から高圧で押し出した後、切断し、及び熟成乾燥したものをいう。

(義務表示事項)

第3条 製造業者等(加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者等をいう。以下同じ。)がマカロニ類の容器又は包装に表示すべき事項は、同条第1項及び第6項に規定するもののほか、調理方法とする。

(表示の方法)

第4条 名称及び原材料名の表示に際しては、製造業者等は、次の各号に規定するところによらなければならない。

### (1) 名称

加工食品品質表示基準第4条第1項第1号本文の規定にかかわらず、「マカロニ類」と記載すること。ただし、マカロニ類のうち、2.5mm以上の太さの管状又はその他の形状(棒状又は帯状のものを除く。)に成形したものにあっては「マカロニ」と、1.2mm以上の太さの棒状又は2.5mm未満の太さの管状に成形したものにあっては「スパゲッティ」と、1.2mm未満の太さの棒状に成形したものにあっては「バーミセリー」と、帯状に成形したものにあっては「ヌードル」と記載することができる。

### (2) 原材料名

加工食品品質表示基準第4条第1項第2号(エを除く。)の規定にかかわらず、使用した原材料を、次のアからウまでの区分により、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、それぞれアからウまでに規定するところにより記載すること。

ア 原料小麦粉は、「デュラム小麦のセモリナ」、「デュラム小麦粉」「強力小麦のファリナ」又は「強力小麦粉」と多いものから順に記載すること。

イ 原料小麦粉及び食品添加物以外の原材料は、「卵」、「トマト」、「ほうれんそう」、「食塩」、「大豆粉」、「小麦グルテン」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。

ウ 食品添加物は、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。ただし、栄養強化の目的で使用される食品添加物にあっては、同条第1項第1号ホ括弧書の規定にかかわらず、他の食品添加物と同様に記載すること。

2 加工食品品質表示基準第3条及び前条に規定する事項の表示は、加工食品品質表示基準第4条第2項の規定によるものとする。この場合において、同項第1号中「別記様式により」とあるのは、「名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法、調理方法、原産国名及び製造者の順に」と読み替えるものとする。ただし、調理方法を一括して表示することが困難な場合には、調理方法の欄に記載箇所を表示すれば、他の箇所に記載することができる。

(表示禁止事項)

第5条 加工食品品質表示基準第6条各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項は、これを表示してはならない。ただし、(2)に掲げる事項については、製品100g当たり当該原材料の固形分が、卵にあっては4g以上、野菜にあっては3g以上含まれている場合は、この限りでない。

### (1) 「即席」の用語

(2) 原材料の一部の名称を他の原材料の名称に比べて特に表示する用語

(3) 第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語

附 則（平成12年農林水産省告示第1643号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年農林水産省告示第739号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日以前に製造され、加工され、又は輸入されたマカロニ類の品質に関する表示については、この告示による改正前のマカロニ類品質表示基準の規定の例によることができる。

3 この告示の施行の日から起算して1年を経過した日までに製造され、加工され、又は輸入されるマカロニ類の品質に関する表示については、この告示による改正前のマカロニ類品質表示基準の規定の例によることができる。

附 則（平成16年農林水産省告示第1821号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年農林水産省告示第1371号）

この告示は、公布の日から施行する。